

被解散者の中、同車籍の組合員三名あり、その内  
 2名はかゝ河田勝之助、会社を退社し、面談し  
 被解散者を生後、就職するに依り、併せて世帯を  
 別とすれば、就職するに依り、生後、就職するに依り、  
 提出する、たゞ、其の回答を待たざる、午後三時、規定  
 の退職手書の外、支給するに依り、拒絶。  
 午後四時、止田、河田、会社を退社し、再度、面談、  
 止田、提出、(日給十日分を贈する)  
 河田、提出、(男一人、女二人、百円支給する)  
 止田、拒絶、(拒絶)  
 午後七時、徳、永、(止田、河田を) 代表して、電報と  
 面談、別表手書の外、十四日分支給を提出。

今、社は之れを拒絶し、  
 然るに、平均十日分を支給するに依り、  
 結ん、十七日午後十一時  
 十八日、午後二時、止田、河田、会社を退社し、被解散者の金庫  
 を受領す。

大正十三年二月十九日

(印)